第五十六号中「第五十三号」の下に「、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号」を加え、同号を第六十二号とし、第五十五号の次に次の六号を加える。

五十六　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号。以下「日露協定」という。）に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質五十七　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

五十八　日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

五十九　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

六十　日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

六十一　日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びロシア連邦政府が合意した核燃料物質

○文部科学省告示第八十八号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成二十四年度において社会教育主事の講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等並びに受講者の選定の方法を次のように告示する。

平成二十四年四月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

一　講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
国立大学法人北海道教育大学	平成二十四年七月二十五日～八月十五日	三十名	国立大学法人北海道教育大学学務部教務課　電話〇一一（七七八）〇九四六
国立大学法人岩手大学	平成二十四年七月十七日～八月八日	五十名	国立大学法人岩手大学研究交流部研究協力課　電話〇一九（六二一）六八五二
国立大学法人東北大学	平成二十四年六月十八日～八月十日	百二十名	国立大学法人東北大学教育学部　電話〇二二（七九五）六一〇五
国立大学法人茨城大学	平成二十四年七月九日～八月九日	百名	国立大学法人茨城大学学務部学務課　電話〇二九（二二八）八四一三
国立大学法人お茶の水女子大学	平成二十四年五月十三日～平成二十五年二月十七日	四十名	国立大学法人お茶の水女子大学教務チーム　電話〇三（五九七八）五一四一
国立大学法人金沢大学	平成二十四年七月二十三日～八月二十四日	五十名	国立大学法人金沢大学地域連携推進センター　電話〇七六（二六四）五二七二
国立大学法人岐阜大学	平成二十四年七月二十三日～八月二十五日	六十名	国立大学法人岐阜大学教育学部　電話〇五八（二九三）二二〇二
国立大学法人和歌山大学	平成二十四年七月二十四日～八月二十四日	五十名	国立大学法人和歌山大学地域連携・生涯学習センター　電話〇七三（四二七）四六二三
国立大学法人岡山大学	平成二十四年七月二十三日～八月十日	五十名	国立大学法人岡山大学教育学系教職支援担当　電話〇八六（二五一）七五八八
国立大学法人広島大学	平成二十四年七月三十日～八月二十四日	四十名	国立大学法人広島大学大学院教育学研究科　電話〇八二（四二四）六八五九
国立大学法人愛媛大学	平成二十四年七月二十一日～八月二十四日	三十名	国立大学法人愛媛大学教育学生支援部教育企画課　電話〇八九（九二七）八九四七
国立大学法人九州大学	平成二十四年七月十九日～八月十一日	八十名	国立大学法人九州大学学務部学務企画課　電話〇九二（六四二）五九二六
国立大学法人熊本大学	平成二十四年七月二十三日～八月二十四日	四十五名	国立大学法人熊本大学マーケティング推進部地域連携ユニット　電話〇九六（三四二）三一二一
国立教育政策研究所	平成二十四年七月二十四日～八月二十八日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課　電話〇三（三八二三）〇二四一
	平成二十五年一月二十一日～二月二十七日	百二十名	

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

○農林水産省告示第千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市岩瀬子二二五二の一、子二二五三、子二二五六、子二二五七の三、子二二六六、子二二六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市宮中字山伏坂己三四九二、己三四九三、己三五四八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備